

# 排出事業者としてどのような罰則があるの？

## Q 排出事業者としてどのような罰則があるの？

### A 不法投棄、委託基準違反、管理票交付義務違反など 様々な罰則があります。

#### ■ 排出事業者に関わる主な罰則と違反行為の例

##### < 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科 > (法人両罰規定あり)

・ 廃棄物の投棄禁止違反	・ 廃棄物の不法投棄 (未遂も含む)	} 法人両罰規定 最大3億円の罰金
・ 廃棄物の焼却禁止違反	・ 廃棄物を野焼きした (未遂も含む)	
・ 法第25条に基づく委託基準違反	・ 無許可業者へ処理の委託をした など	

##### < 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科 > (法人両罰規定あり)

・ 法第26条に基づく委託基準違反	・ 委託契約書の未締結のまま処理を委託した など
・ 再委託禁止違反	

##### < 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 > (法人両罰規定あり)

・ 管理票義務違反	・ 未交付、未記入、虚偽記載や5年間保存しなかった など
-----------	------------------------------

#### ◇ 安易な委託は大きな罰則につながる

廃棄物処理法の罰則は数多くあります。その中で排出事業者に関連する代表的なものが上記の罰則です。例えば、例外もありますが、収集運搬業許可を持たない業者に現場から廃棄物を運搬させると、無許可業者への委託として委託基準違反（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）となります。さらに不法投棄、焼却禁止違反では両罰規定にて法人に対して最大3億円の罰金が定められています。

また、委託した処理業者が不適正処理を行った場合、管理票や契約書に不備があれば直接罰が科される可能性に加え、排出事業者責任として、撤去協力依頼や措置命令が出されるリスクも高まります。協力依頼や措置命令が出されると、企業名の公表や、廃棄物の処理費用にトン当たり約5万円の費用負担を求められた事例もあります。

契約書や管理票の管理を徹底することで直接罰だけでなく、こういった不適正処理に巻き込まれた際のリスクも最小限に抑えることができます。

**Point!**

**法令遵守は直接罰を受ける以外のリスク回避にもつながる！**

